

契約保証金の取扱いについて

平成29年11月1日
大崎市病院事業経営企画課契約係

公共機関の契約においては、受注者（落札者）の完全な履行の確保と万一の不履行の際に発注者（病院事業）が受ける損害のてん補を目的とし、原則として契約の際に受注者から契約保証金を徴収しなければなりません。これまで病院事業では、建設工事及び物品調達（建設工事契約は契約金額が130万円以上、物品調達契約は2,000万円以上のものに限る。）契約を除いて原則免除しておりましたが、今般、契約保証金の徴収に係る運用を下記のとおり見直しますのでお知らせします。

1 運用の概要

契約保証金の運用については、契約書約款において次のように規定しています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 契約保証金の納付(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 |
|--|

上記のうち、(3)及び(4)の金融機関の保証や履行保証保険契約の場合は、(1)の契約保証金を現金で納入する場合などに比べて、低廉な保証料等の負担で済み、かつ、取扱いが簡便であることから推奨されています。

2 対象とする契約の種類

- (1) 建設工事（契約金額が130万円以上のものに限る。）
- (2) 建設関連業務（契約金額が50万円以上のものに限る。）
- (3) 物品調達（契約金額が1,000万円以上のものに限る。賃貸借契約を除く。）
- (4) 管理業務（契約金額が1,000万円以上のものに限る。）

※ ただし、当分の間、上記（4）については原則単年度契約に限り徴収対象とします。
また、今後も実績等の推移を見ながら、範囲の拡大を検討します。

3 適用日

上記契約の種類のうち、平成30年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

4 その他

- (1) 契約保証金の額は、落札による契約金額（消費税等の額を含む。）の10%以上の額とします。
- (2) 契約保証金の取扱いについては、契約案件ごとの入札公告に示しますので、その内容に従って応札願います。
- (3) 履行保証契約等の保証料（保険料）については、発注者の積算において一般管理費等で見込んでいます。
- (4) 履行保証契約手続きの流れについては、別紙に示すとおりです。

(別紙)

履行保証契約の手続きの流れ

